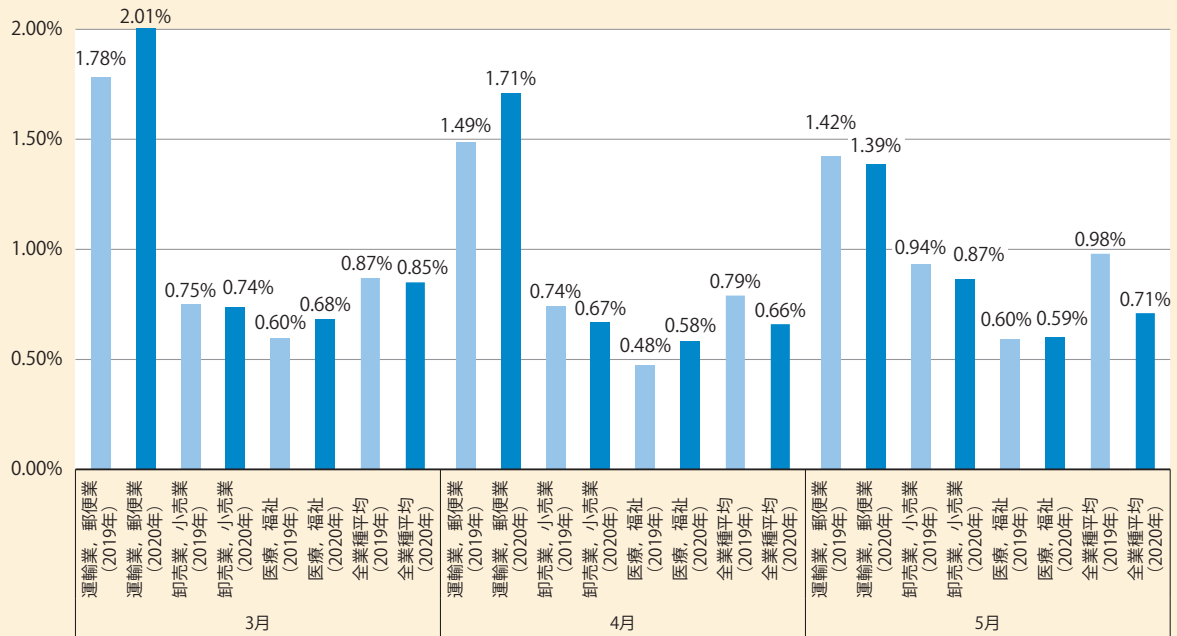


新型コロナウイルス感染症への対応状況

令和元（2019）年 12 月に中国湖北省武漢市にて確認された新型コロナウイルス感染症は、その後全世界に拡大し、我が国においても令和 2（2020）年 1 月 15 日に最初の感染者が確認されて以降、感染者の数は増加し、労働環境にも影響を及ぼしている。

新型コロナウイルス感染症の発生以前から引き続き過重労働が特に懸念される「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」、新型コロナウイルス感染症への対応により過重労働が懸念される「卸売業、小売業」について、令和 2 年 3 月から 5 月までの月末 1 週間の就業時間が 80 時間以上の就業者の割合をみると、「運輸業、郵便業」及び「医療、福祉」において、令和 2 年 3 月から 4 月までの割合が前年同月よりも増加している（第 1-1 図）。

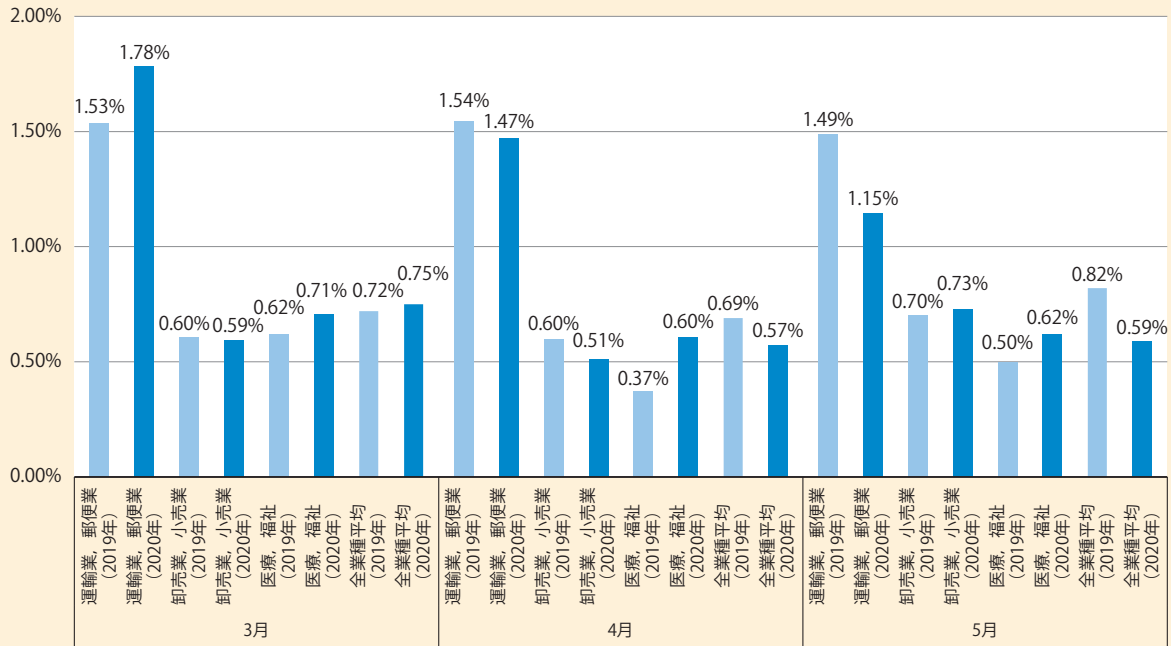
第 1-1 図 月末 1 週間の就業時間が 80 時間以上の就業者の割合



（資料出所）総務省「労働力調査」

また、月末 1 週間の労働時間が 80 時間以上の雇用者の割合は、「運輸業、郵便業」において令和 2 年 3 月の割合、「医療、福祉」において令和 2 年 3 月から 5 月までの割合が前年同月よりも増加している（第 1-2 図）。

第1-2図 月末1週間の労働時間が80時間以上の雇用者の割合



(資料出所) 総務省「労働力調査」

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に設置した相談窓口や過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）が行った全国一斉電話相談活動においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、職場が人手不足の状態となり、長時間労働を行うこととなった方からの相談や、職場での感染の不安を抱えながら働いている方からの相談等が寄せられている。

1▶ 労働環境の整備・支援と適切な労災補償

(労働環境の整備・支援)

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染予防の徹底、基礎疾患を持つ方の申出等を踏まえたテレワーク等の就業上の配慮、労働者が安心して休むことが出来るための各種支援策について、傘下団体等に向けて周知するよう、労使団体や業種別事業主団体等の経済団体に要請を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業においては、休業や事業の縮小・廃止等を余儀なくされ、大量の解雇、雇止め、採用内定取消し、退職勧奨等に至るものがある一方で、一部では、感染症対策に関連した業務において、過重労働による健康障害が懸念される事業場も認められる。

このため、都道府県労働局に設置されている「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口」や労働基準監督署に寄せられた相談、各種報道等から、企業活動の動向やこれらに伴う労働条件等への影響に関する情報収集を行っており、それらの情報から、過重労働による健康障害が懸念される事業場に対しては、健康確保対策の徹底等の必要な指導等を行っている。

また、平成30(2018)年4月から全ての労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」においては、持続的な感染症対策が講じられた労働環境の構築に向けて、

週休3日制、時差出勤、テレワークの導入を検討している事業場に対する適切な労務管理等について説明を行っている。さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置しており、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、電話やSNSによる相談体制の拡充を図っている。

(適切な労災補償)

医療従事者など働く方々の安心感につながり、労災保険がセーフティネットの役割を果たすべく、新型コロナウイルス感染症が労災保険給付の対象となる取扱いを明示し、業務に起因して感染したものと認められる場合は、適切な労災補償を実施している。

なお、感染された方々が確実に補償されるよう、都道府県労働局から事業主を通じて労災請求の勧奨を実施している。

2 ▶ 労働者等の健康管理

(トラック運転者の健康管理)

新型コロナウイルス感染症への対応については、始業点呼時における健康状態の把握や、マスク着用や手洗い励行等の感染予防策を徹底するよう、国土交通省から業界団体を通じて全国のトラック運送事業者に要請を行っている。また、改正貨物自動車運送事業法に基づき、標準的な運賃の浸透等を図るとともに、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、「ホワイト物流」推進運動など物流の効率化、取引環境の適正化等を推進することにより、トラック運転者の待遇改善や労働時間短縮に向けた取組を支援している。

加えて、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、広く国民、荷主、トラック運送事業者に対して、貨物を運送するトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組・施策などを周知し、トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主とトラック運送事業者の取組を支援している。

(医療従事者の健康管理)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても、全ての国民が安全で質の高い医療サービスが受けられるよう、医療現場では、医療従事者等の健康を維持することが重要である。このため、医療機関の管理者が、医療従事者等に対して健康管理を実施できるよう、その手法等について周知するとともに、医療機関を対象とした院内感染対策講習会を実施し、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の最新の知見を周知するなどして、感染防止策の徹底及び医療従事者の適切な労働環境の確保に努めている。

(介護従事者の健康管理)

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また、特に介護職員は、基礎教育課程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務に当たっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。そのため、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、介護施設等の職員のた